

平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境への負荷の低減を図るとともに、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、新エネルギー及び省エネルギー設備を導入する者に対して、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置で、家庭向けに販売されるものをいう。
- (2) 家庭用蓄電池 太陽光発電設備又は夜間電力などを利用して電気を蓄え、電力不足時に対応することのできる設備で、家庭向けに販売されるものをいう。
- (3) 木質ペレットストーブ 木質ペレットを燃料とするストーブをいう。
- (4) 対象設備 前3号に掲げる設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に存する建物又は市内にこれから建築しようとする建物に対象設備を設置しようとする者（対象設備付き建売住宅の場合は、当該対象設備付き建売住宅の引渡しを受けようとする者）
- (2) 対象設備の設置に建物所有者全員の同意を得ていること。
- (3) 対象設備ごとに次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 住宅用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池にあつては、当該対象設備を設置又は引渡し後の建物を住宅として使用し自ら居住すること。
 - イ 木質ペレットストーブにあつては、据付型であり、当該対象設備を設置若しくは引渡し後の建物を住宅として使用し自ら居住すること、又は営業用店舗として日常的に使用すること。
- (4) 補助金の交付決定日以後に、対象設備の設置を行い、又は引渡しを受けること。
- (5) 対象設備が未使用であること。
- (6) 平成27年度までに納付すべき当市の市税に滞納がないこと。
- (7) 平成23年度から平成27年度において定めた五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱により、同じ対象設備の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる対象設備の経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

対象設備	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	設備の購入に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含まない。）	1kW 当たり3万円に、太陽電池モジュールの最大出力を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は12万円のいずれか低い額
家庭用蓄電池	設備の購入に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含まない。）	1kWh 当たり2万円に、蓄電容量を乗じて得た額（当該額に千円未満

		の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は6万円のいずれか低い額
木質ペレットストーブ	設備の購入に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含まない。)	設備の購入に要する額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は15万円のいずれか低い額

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平成29年2月10日までに、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し(対象設備付き建売住宅の場合は、対象設備が含まれていることが記載されている売買契約書の写し)
- (2) 設置予定場所における設置前の写真及び設置予定の住宅等の位置図(対象設備付き建売住宅の場合は、対象設備の現況写真及び位置図)
- (3) 平成27年度までに納付すべき当市の市税に滞納がないことを証明する納税証明書
- (4) 設置予定の建物が共有又は申請者以外の所有の場合は、設置に係る同意(承諾)書(様式第2号)
- (5) 設備の形状、規格、構造等が分かるパンフレット又はそれに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する書類について、証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、添付書類省略に係る同意書(様式第3号)の提出によって、申請者は当該書類の添付を省略することができる。

3 申請は、対象設備ごとに1回を限度とする。

4 市長は、第1項の規定による申請を先着順で受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が当該年度における予算の残額を超えるときは、同項にある申請期間内であっても受付を停止するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助することを決定したときは、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容若しくは経費を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項第1号の申請について、承認することを決定したときは、事業計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内又は平成29年3月17日のいずれか早い日までに、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象設備の領収書の写し
- (2) 対象設備の完了が確認できる写真
- (3) 住宅用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池にあつては、住民票の写し(既存住宅及び建替住宅を除く。)
- (4) 住宅用太陽光発電システムにあつては、電力受給契約確認書の写し
- (5) 家庭用蓄電池にあつては、耐電圧試験及び絶縁試験の試験成績等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する書類について、証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、添付書類省略に係る同意書(様式第3号)の提出によって、申請者は当該書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助事業者に五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書(様式第9号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第11条 申請者及び補助事業者は、第5条及び第7条の規定による申請並びに第8条の規定による実績報告の提出について、対象設備を販売する者又は設置する者(以下「手続代行者」という。)にこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続を誠意を持って実施するものとし、当該手続の代行を通じて知り得た申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めに従って取り扱うものとする。

(財産の管理及び処分)

第12条 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)を経過するまでの期間とし、補助事業者は、補助事業により取得した対象設備を善良な管理者の注意をもって管理し使用しなければならない。

2 補助事業者は、法定耐用年数の期間内に天災その他補助事業者の責めによらない理由により、対象設備が損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届出しなければならない。

3 補助事業者は、法定耐用年数の期間内に対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金対象設備処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、前項の規定により市長の承認を受けた場合において財産の処分による収入があつた場合は、当該補助金の返還をしなければならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

五所川原市長

【申請者】

住所 〒

ふりがな
氏名

印

電話番号

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書

平成28年度において、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業を実施したいので、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

※該当項目の「□」を塗りつぶし「■」としてください。

1 設備の設置を予定する場所

申請者住所と同じ

申請者住所と異なる 〒037- 五所川原市

2 設備を設置する予定の建物所有者

申請者のみ

申請者のほかにも所有者がいる（共有）→様式第2号の添付を要します

申請者以外の所有 →様式第2号の添付を要します

3 設備を設置する建物の形態

新築

既築

対象設備付き建売住宅

4 設備設置後の建物の使用形態

申請者が住宅として使用

申請者が営業用店舗として使用（ペレットストーブに限る）

5 平成23年度から平成27年度における五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付

有（平成 年度・住宅用太陽光発電システム・家庭用蓄電池・木質ペレットストーブ）

無

6 工事着手予定日 平成 年 月 日
(交付決定まで1週間ほどかかりますので、申請日から概ね1週間後を目安としてください)

7 工事完了予定日 平成 年 月 日
(太陽光発電システムは電力会社との系統連系が開始される日を工事完了予定日とします。対象設備付き建売住宅は建物引渡し予定日です。)

8 設置する設備

住宅用太陽光発電システム (建材一体型 架台設置型)
太陽光モジュールの最大出力 _____ kW (小数点第2位未満切捨て
例 3.555kW であれば 3.55kW)

家庭用蓄電池
蓄電池の蓄電容量 _____ kWh (小数点第2位未満切捨て)

木質ペレットストーブ

9 補助金交付申請額 _____ 円

(太陽光発電 1kW あたり 3 万円で上記の 3.55kW×3 万円=106,500 円で、千円未満切捨てのため 106,000 円と記入。上限 12 万円)

(家庭用蓄電池 1kW あたり 2 万円で上限 6 万円)

(ペレットストーブ上限 15 万円)

10 事務手続代行者

住 所 _____

会社名 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

【担当者】

住 所 _____

営業所名 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

代表者印



11 添付書類

- ①補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
(対象設備付き建売住宅の場合は、対象設備が含まれていることが記載されている売買契約書の写し)
- ②設置予定場所における設置前の写真及び設置予定の住宅等の位置図
(対象設備付き建売住宅の場合は、対象設備の現況写真及び位置図)
- ③平成27年度までに納付すべき当市の市税に滞納がないことを証明する納税証明書
(様式第3号を提出される場合は提出が省略できます)
- ④設備の形状、規格、構造等が分かるパンフレット又はそれに類するもの
- ⑤その他市長が必要と認める書類

平成 年 月 日

五所川原市長

（建物所有者・共有者）

住所 〒

ふりがな
氏名

印

電話番号

設置に係る同意（承諾）書

平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業に係る設備の設置を予定している下記建物は私の所有（私と申請者の共有）であるため、申請者に対して法廷耐用年数内における適正な管理を果たすことを条件に設備を設置することに承諾します。

記

設備を設置する予定の建物 所在地		〒037- 五所川原市
申請者	住所	〒
	氏名	
申請者との関係		

平成 年 月 日

五所川原市長

【申請者】

住所 〒

ふりがな
氏名

印

生年月日

大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号

添付書類省略に係る同意書

平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金申請にあたり、当該要件を満たしていることを証するために必要な範囲において、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第5条及び第8条の規定により、添付書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認することに同意します。

【確認する公簿】

- 申請者が、平成27年度までに納付すべき当市の市税に滞納がないことを確認する「納税証明書」に関するもの
- 補助事業実施後、設備設置場所に住所を異動しているか確認する「住民票の写し」に関するもの。
ただし、木質ペレットストーブを営業用店舗に設置する補助事業、既存住宅及び建替住宅に住宅用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池を設置する補助事業の場合は除く。

五企発第 号
平成 年 月 日

氏名 様

五所川原市長



五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金に対し、次の条件を付けて 円を交付することに決定したので、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- (1) 補助事業の内容若しくは経費を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

平成 年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住所 〒

ふりがな
氏名
電話番号

印

事業計画変更(中止、廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け五企発第 号をもって補助金交付決定の通知があった五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金に係る補助事業の計画を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止、廃止)の内容

2 変更(中止、廃止)の理由

様式第6号（第7条関係）

五企発第 号
平成 年 月 日

氏名 様

五所川原市長



事業計画変更(中止、廃止)承認通知書

平成 年 月 日付けで承認申請のあった五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金に係る補助事業の事業計画の変更(中止、廃止)について、これを適当と認めたので、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

平成 年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住所 〒

ふりがな

氏名

⑩

電話番号

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書

平成28年度に実施した五所川原市新エネルギー設備導入促進事業が完了したので、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

記

※該当項目の「□」を塗りつぶし「■」としてください。

- 1 設備の設置した場所 〒037- 五所川原市
- 2 設備を設置する建物の形態
 - 新築
 - 既築
 - 対象設備付き建売住宅
- 3 設置した設備
 - 住宅用太陽光発電システム
太陽光モジュールの最大出力 _____ kW（小数点第2位未満切捨て
例 3.555kW であれば 3.55kW）
 - 家庭用蓄電池
蓄電池の蓄電容量 _____ kWh（小数点第2位未満切捨て）
 - 木質ペレットストーブ
- 4 工事着手日 平成 年 月 日
- 5 工事完了日 平成 年 月 日
(太陽光発電システムは電力会社との系統連系が開始された日。建売住宅は建物引渡し予定日)
- 6 補助金交付申請額 _____ 円
(太陽光発電 1kW あたり 3 万円で上記の 3.55kW×3 万円=106,500 円で、千円未満切捨てのため 106,000 円と記入。上限 12 万円)
(家庭用蓄電池 1kW あたり 2 万円で上限 6 万円)
(ペレットストーブ上限 15 万円)

7 添付書類

- ①補助対象設備の領収書の写し
- ②対象設備の完了が確認できる写真
- ③住宅用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池の場合は、住民票の写し
(既存住宅及び建替住宅の場合は不要です。
なお、様式第3号を提出される場合は提出が省略できます。)
- ④住宅用太陽光発電システムの場合は、電力受給契約確認書の写し
- ⑤家庭用蓄電池の場合は、耐電圧試験及び絶縁試験の試験成績等の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

五企発第 号
平成 年 月 日

氏名 様

五所川原市長



五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業に対し、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金 円を交付することに確定したので、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

五所川原市長

【補助事業者】

住所 〒

ふりがな
氏名



電話番号

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け五企発第 号で交付決定のあった平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金について、その事業が完了したので、平成28年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

(単位：円)

補助金交付決定額	補助金既受領額	今回請求額

下記に振込先を記入して下さい。

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

平成 年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住所 〒

ふりがな
氏名

印

電話番号

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金対象設備処分承認申請書

平成 年度に交付を受けた五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金について、これに係る設備を処分したいので、平成 年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

- 1 交付年度 平成 年度
- 2 交付確定通知番号 五企発第 号
及び通知年月日 平成 年 月 日
- 3 補助金交付額 _____ 円
- 4 設備設置場所 五所川原市
- 5 処分する設備 (1) 住宅用太陽光発電システム
(2) 家庭用蓄電池
(3) 木質ペレットストーブ
- 6 処分方法 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他 ()
- 7 処分予定年月日 平成 年 月 日
- 8 処分理由